

[事案 29-156] 損害賠償請求

・平成 30 年 7 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

別契約の事前査定（契約申込み前に、事前審査として告知を行うこと）の内容を理由として契約を締結できなかったことを不服として、損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に申し込んだ終身保険について、保険会社は別契約の事前査定の内容を理由として契約を引き受けなかったが、以下の理由により本契約を締結するか、他社の同種の保険に加入したために発生した保険料の差額を支払ってほしい。

- (1)平成 23 年に記入した事前査定の書類は、募集人からの説明が不足したまま記入したもので、告知書と認識せずに、アンケートだと思って記入した。
- (2)本契約に加入できなかったため、他社の同種の保険に加入せざるを得なかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)平成 23 年の募集時に、募集人は告知について説明をしており、申立人の理解を得て事前査定を実施した。
- (2)平成 23 年の事前査定による情報を本契約の引受査定に用いることは、告知書裏面に記載している個人情報の利用目的の範囲内であり、適正な手続きである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、事前査定時の経緯・説明の内容等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。